

生活支援

《個人が申請》他の支援策は事業専門です。唯一、生活に対応可能な支援策です。

- 休業等で生活できない
- 退職等で住宅を失う(かも)
- 児童手当を受給していれば
- 一律支給

| | | |
|-----------------------|---|---|
| 借入 緊急小口資金(特例) | 借入上限 10万円 (特別な場合 20万円) 据置期間:1年以内、返済期間:2年以内 | ①休業等により収入の減少があり、一時的な生計維持のために借入れが必要な場合。 ②他自治体で同様の借入を行っていないこと。 |
| 借入 総合支援資金(特例) | 借入上限 20万円 (単身者 15万円)/月 据置期間:1年以内、返済期間:10年以内 | ①失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難であるとみなす場合。 ②他自治体で同様の借入を行っていないこと。 |
| 給付 住居確保給付金 | 給付額 4万3千円~5万6千円 支給期間 原則3ヶ月 | ①離職・休業により著しい収入減。 ②離職の場合、2年以内かつ 65歳未満 であり、世帯収入及び世帯貯蓄額が基準額以下。 |
| 給付 子育て世帯給付金 | 給付額 1万円/児童1人につき | ①児童手当を受給している世帯である。 ②所得制限限度額以上の特例給付ではない。 |
| 給付 特別定額給付金(仮称) | 給付額 10万円/1人につき | ①4月27日時点で住民基本台帳に載る者。 ②原則世帯主が申請。 |

申請 船橋市社会福祉協議会
本町2-7-8船橋市福祉ビル3階
平日 9時~17時
047-431-5877

申請 船橋市地域福祉課
湊町2-10-18 千葉県船橋合同庁舎4階
平日 8:30~17:15
047-436-2314

詳細決定次第、該当世帯へ通知予定

郵送申請 船橋市役所より通知あり
電子申請 マイナポータル 総務省コールセンター
平日 9:00~18:30 **03-5638-5855**

休業補償

《事業主が申請》従業員、個人事業主、店舗が一時的な休業を行う際に補填される制度です。

- 子育て世代が臨時休校で仕事を休む
- 従業員に休業してもらう
- 店舗を休業

| | | |
|------------------------|--|---|
| 助成 小学校休学等対応助成金 | 助成額:労働者1人1日 8,330円 まで 助成率:10/10 フリースクール助成額:1人1日 4,100円 | 臨時休校に伴い、子どもの世話をを行う労働者に通常とは別途給付(資金全額支給)を取得させた場合。 ①臨時休校により、契約した仕事ができない。 ②これまで業務委託契約に基づいて報酬が支払われていた。 |
| 給付 雇用調整助成金 | 助成額:労働者1人1日 8,330円 まで 助成率:中小企業 9/40-10/10 、大企業 4/5 | ①労働者に対して一時的に休業を行っている。 ②6ヶ月未満又は雇用保険未加入も対象。 ※解雇等の場合は、中小企業4/5、大企業2/3。 |
| 助成 船橋市テナント賃料助成金 | 対象月 令和2年4月・5月 助成額 上限 10万円/月 (月額賃料の2/3) | 令和2年2月~5月の任意の1月の売上が、前年同月と比較し1/3以上減少している、または減少する見込みであること |

送付申請 学校等休業助成金支援金受付センター
〒100-8228 東京都千代田区大手町2-6-2 6階662執務室
平日・土日 9~21時 **0120-60-3999**

申請 船橋ハローワーク
平日 8:30~17:15 湊町2-10-17
047-431-8287 (22#)

申請 船橋市商工振興課
湊町2-10-18 3階
平日 9時~17時 **047-436-3320**

支払猶予

《事業主・個人が申請》支払猶予・減免に関して申請・問い合わせ可能です。

- 延滞金・税なしで支払先送り

| | | | |
|-------------------------------------|--|--------------------------|-------------------------------|
| 市税 船橋市債権管理課 047-436-2246 | 国民健康保険等 船橋市国保年金課国民年金係 043-245-5143 | 東京電力 0120-993-052 | docomo 0800-333-0500 |
| 県税 千葉県総務部税務課 043-223-2127 | 厚生年金保険 船橋年金事務所(年金機構) 047-424-8811 | 東京ガス 0570-002-211 | au 157または0077-7-111 |
| 国税 成田税務署 0476-28-5151 | | 水道局 047-436-2643 | softbank 0800-170-4535 |

事業所家賃(テナント)においては、具体的な施策を与野党にて検討中。

さらに千葉県が、休業店舗に対して“協力金”給付？

資金繰り

《事業主が申請》当初3年間 金利ゼロ・無担保による借入金制度、事業者に現金支給する制度です。

- 民間系金融機関から借入する
- メガバンク 地方銀行 信用金庫 信用組合
- 政府系金融機関から借入する
- 日本政策公庫 商工会議所 商工中金
- 事業継続を前提として給付される

| | | |
|---|---|---|
| 担保力拡大 信用保証枠の拡大認定 危機関連保証・SN保証4号・5号 | 【危機関連保証】保証割合 100% 【SN保証4号】保証割合 100% 【SN保証5号】保証割合 80% | 売上高:「直近月」及び「直近月+見込」 昨対15%以上減 売上高:「直近月」及び「直近月+見込」 昨対20%以上減 売上高:直近3ヶ月が昨対5%以上減 |
| 金利 制度融資 金利と信用保証料を補助 | 当初3年間 金利ゼロ・無担保・保証料ゼロ 返済期間10年 据置5年 | 危機関連保証・SN保証4号・5号の要件と連動した売上高の減少を満たすこと。 ※4年目以降は所定金利へ移行。 |
| 借入 新型コロナウイルス特別貸付 | 当初3年間 金利ゼロ・無担保・保証料ゼロ 返済期間15年 据置5年 | ①SN4号(新型コロナウイルス感染症を原因とする20%以上の売上等減少)の認定。 ②船橋市制度融資全枠で上限2,000万円。 |
| 借入 新型コロナウイルス対策マル経融資(商工会議所) | 当初3年間 金利ゼロ・無担保 返済期間7~10年/据置3~4年 | 売上高:直近1ヶ月が昨対(もしくは前々年)5%以上減 ※4年目以降は所定金利へ移行。 |
| 借入 商工中金 危機管理融資(商工中金) | 当初3年間 金利ゼロ・無担保 返済期間15~20年/据置5年 | 売上高:直近1ヶ月が昨対(もしくは前々年)5%以上減 ※4年目以降は所定金利へ移行。 |
| 給付 持続化給付金 | 給付額: 法人 200万円以内 個人事業主 100万円以内 | 2020年12月までに昨対売上50%減少月があり、 前年総売上-(前年増減比×50%売上×12ヶ月) にて算出。(上限は左の通り。) |
| 給付 千葉県中小企業 再建支援事業 | 給付額: 10万円~最大30万円以内 | 2020年12月までに昨対売上50%減少月があり、 ①県内に賃貸事務所複数:30万円 ②県内に賃貸事務所1か所:20万円 ③県内に賃貸事務所がない:10万円 |

認定 船橋市商工振興課 経営労政係
湊町2-10-25 平日 9時~17時
047-436-2475
※借入先は民間金融機関へ

申請 千葉県 商工労働部経営支援課 金融支援室
千葉市中央区市場町1-1
平日 8:30~17:15 **043-223-2707**

申請 船橋市商工振興課 経営労政係
湊町2-10-25 平日 9時~17時
047-436-2475

申請 日本政策金融公庫
船橋支店:船橋市本町1-10-10
(国民生活事業) **047-433-8252**
※中小企業事業は千葉支店へ

申請 船橋商工会議所
船橋市本町1-10-10
平日 8:30~17:15 **047-435-8211**

申請 商工中金千葉支店
千葉市中央区新町3-13
0120-542-711

電子申請 持続化給付金サイト
<https://www.jizokuka-kyufu.jp/>
平日 9時~17時 **03-3501-1544**

電子申請・郵送申請
<https://www.chiba-shienkin.com/>
平日 9時~16時 **0570-04-4894**

事業改革

《事業主が申請》コロナ以降、事業内容に変化・改善を加えていくための支援策です。

- 新規販路を開拓する
- 設備投資で対応する
- テレワーク・ITで対応する

| | | |
|--------------------|--|-------------------------------------|
| 補助 持続化補助金 | 補助額: 100万円以内 補助率: 2/3以内 | コロナ特別枠 締切 5/15 非接触対策を含むこと |
| 補助 ものづくり補助金 | 補助額: 1,000万円以内 補助率: 2/3以内 | コロナ特別枠 締切 5/20 |
| 補助 IT導入補助金 | 補助額: 450万円以内 補助率: 2/3以内 | コロナ特別枠 締切 6月末 |

問合せ先 平日 9:30-12:00/13:00-17:30
全国商工会連合会 **03-6670-2540**
日本商工会議所 **03-6447-2359**

問合せ先 平日 10:00-17:00 **申請**
ものづくり補助金事務局 **050-8880-4053**
中小企業生産性革命推進事業

問合せ先 平日 9:30-17:30
サービスデザイン推進協議会 **0570-666-424**
WEB サイト



それぞれの支援策詳細は問合せ先にてご確認ください。
情報は随時更新されますのでご注意ください。